

介護保険適用除外等（該当・非該当）届についてのお知らせ

標記について、現行では一部添付書類不要により処理をおこなっておりましたが、今般見直しにより平成27年4月1日以降の届出分より、該当事由ごとに添付書類が必要となります。添付書類については以下のとおりとなりますので、ご確認のほど宜しくお願いいたします。

なお、この届は被保険者又は、被扶養者ごとに1枚ずつ作成してください。例えば転勤により被保険者が国外に居住することになり、被扶養者も共に国外に居住することになった場合は、2枚の届を提出していただくこととなります。

※介護保険適用除外等（該当・非該当）届とは、40歳以上65歳未満の方で、以下①～③の事由に該当する場合は、事業主を通じて届出していただくことにより、介護保険の適用除外該当となります。

また、該当しなくなった場合にも、その旨を届出る必要があります。

■適用除外該当の場合

- ① 国外に居住
 - ・ 住民票の転出日の翌日
 - ・ 国外で40歳になった場合は、40歳の誕生日の前日
- ② 身体障害者療養施設など、適用除外施設に入所した。
 - ・ 入所日の翌日
- ③在留資格3ヶ月以下の外国人※下記参照

■適用除外非該当の場合

- ① 国外から帰国
 - ・ 住民票の転入日
 - ・ 国外で65歳になった場合は、65歳の誕生日の前日
- ② 身体障害者療養施設など、適用除外施設から退所した。
 - ・ 退所日
- ③在留資格3ヶ月を超える外国人
 - ・ 入管法の規定による3ヶ月を超える在留期間が決定等された場合

【 添付書類 】

| | 該当・非該当の事由 | 証明書類 | 備考（該当・非該当日等） |
|----------------------|--------------------------------------|--|--|
| 該 当 | 海外で長期滞在のため日本国内に住民票をおかない場合 (国外居住者) | 住民票の除票 (コピー不可) | 海外に居住される場合は 「住民票の転出日の翌日」 海外での40歳到達の場合は 「40歳の誕生日の前日」 |
| | 適用除外施設入所者 | 入所・入院証明書(写) | 入所日の翌日 |
| | 在留資格3ヶ月以下の外国人 | 在留期間を証明する書類 (※旅券裏面に押される「上陸許可認印」や「資格外活動許可書」などの写し)及び、雇用契約書(写) | 特別永住者以外 |
| 非 該 当 | 国内帰任(帰国)者 | 特に必要ありません | 帰国した場合は「住民票の転入日」 |
| | 適用除外施設退所者 | | 施設退所者は「施設の退所日」 |
| | 在留資格3ヶ月を超える外国人 | | 40歳以上で資格取得した場合は 「資格取得日」 40未満で資格取得した場合は 「40歳の誕生日の前日」 |